

住まいの耐震化 無料相談会




「住まいの耐震化」に関する疑問に、市内の耐震対策事業者が個別にお答えします。また、補助金の手続きに関する説明も行います。

開催日時：令和6年3月8日(金)

9:30~16:30 (相談時間 1組45分程度)

開催場所：危機管理センター201会議室

 **対象** 昭和56年5月以前に建てられた住宅にお住まいの方

 **持ち物** ①住宅の間取り等の図面、住宅の写真
②住宅の現所有者や建築年がわかる書類
(建築確認申請書、固定資産課税明細書、登記簿謄本など)

※**事前予約制**です。相談開始時間は先着順とさせていただきます。

申し込み・問い合わせ：三豊市建築住宅課

TEL:0875-73-3044

QRコードまたは電話でお申し込みください。



申し込みフォーム

1. 耐震化の流れ

昭和56年以前の住まいの耐震化をするためには3つの手順があります

耐震診断

大地震に対して
住宅が倒壊しないかを
判定します

補強設計

補強方法や箇所の決定
工事費の算出をします

耐震改修

補強設計に基づいて
補強工事をします

住まいの耐震化は、耐震診断、補強設計、耐震改修の手順に沿って実施します。耐震診断の結果に応じて補強設計や耐震改修を行いましょう。

2. 補助制度を活用して耐震化を！

住まいの耐震化を実施した場合に一定の助成を行う補助制度があります

補助メニューと補助金額

(問い合わせ: 建築住宅課 ☎73-3044)

耐震診断

耐震診断に要する費用の

10分の9に
相当する額
【上限9万円】

耐震改修工事

耐震改修工事に
要する費用の

全額
【上限100万円】

簡易耐震改修工事 (木造に限る)

簡易耐震改修工事に
要する費用の

全額
【上限50万円】

耐震シェルター等 設置工事

設置工事に要する
費用の

全額
【上限20万円】

補助金を活用して住まいの
耐震化を実施した人の声
詫間町 Iさん(男性)



地元建築士による丁寧な相談対応と 市の補助金により耐震化を決断

広報で「住まいの耐震化 無料相談会」を知り参加しました。昭和53年築の我が家の耐震性に不安を抱き、専門家の助言を求めると建築士さんが親身に相談に乗ってくれ、市の補助制度についても教えてくれました。補助金が出るならと、すぐに耐震診断の申込みを完了しました。補助制度がなければ診断しなかったかもしれません。

「低コスト工法」の採用により、 予算の範囲内で工事を実施

耐震診断は「倒壊の可能性あり」という結果に。そこで耐震改修工事を検討し、建築士さんから「低コスト工法」や「代理受領制度」の提案を受けました。予算面、工期面でも問題なく、生活しながら工事が可能ということで、補助金を活用して耐震改修工事を実施することを決断しました。

日常生活を送りながら工事が可能。 作業も丁寧で安心

耐震改修工事は23日間で完了。主に応接間や廊下、

押入れの壁を補強する内容でした。日常生活に大きな不便はなく、近隣に騒音や迷惑もなく、家の周囲が汚れることもなかったです。

耐震化して良かった。意外なメリットも

耐震改修工事の際に部屋を整理し、意外なお宝の発見や不要品を処分することができました。また、建築士さんのアドバイスでシャンデリアをLEDライトに変えるなど、耐震性向上とともに室内の安全性も見直しでき、快適に過ごせる自宅になりました。耐震化には大変満足しています。



あなたと大切な家族を地震から守るために、今こそ住まいの耐震化！